

令和7年10月改訂

交通事故に あわれた方へ

交通事故相談の手引き



島根県警察

は じ め に

ひき逃げ事件をはじめ、突然の交通事故事件に巻き込まれて怪我を負ったり、また、ご家族の方が亡くなられたりすることは、大変つらく悲しいことです。

事故があったことが本当であるのか信じられなくなったり、どうしたらいいのか分からなくなったりするなどのこのころの問題もあるでしょう。また、もっと現実的な経済的問題が起こることもあるでしょう。

警察では、皆さんにいろいろな情報を提供し、今後どのようにすればよいかをアドバイスし、支援する体制をとっています。

このパンフレットは、交通事故にあわれた方やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害にあわれた方やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか
- 自動車の保険制度

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

いつでもお気軽にご相談下さい

担当者は

警察署 課 係
高速隊 分駐隊

氏名

電話

です。

※ 犯罪や交通事故により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害にあわれた方等」と記載します。

目 次

1	被害にあわれた方やご家族に生じるころの変化……	1
①	ころとからだの状態……	1
②	お子さんが被害にあわれたときの状態……	1
③	ご家族や周囲の方へ……	2
④	ご家庭でできるリラックス法……	3
2	警察からの支援……	4
①	被害者支援要員制度と被害者連絡制度……	4
②	警察による公費負担制度……	5
3	交通事故捜査手続の流れ……	6
①	捜査開始から処分決定までの流れ……	6
②	警察以外の機関による支援や連絡制度……	10
③	刑事手続の流れ図……	11
4	自動車保険などについて……	12
①	自賠責保険と任意保険……	12
②	自動車損害賠償保障事業……	15
③	その他賠償請求……	15
5	民間の被害者支援団体による支援……	16
6	各種援助・救済制度……	18
7	各種相談窓口……	21



1 被害にあわれた方やご家族に生じるころの変化

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、ころやからだに様々な影響があらわれることがあります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こりうることです。適切なサポートを受けて徐々におさまっていくことが多いといわれています。

① こころとからだの状態

- | | |
|-----|---|
| からだ | 眠れない（ねつけない／途中で起きてしまう）、めまい、過呼吸、吐き気、食欲不振 |
| 生活 | 人ごみが怖くて外に出られない、被害のことを思い出すものや場所を避ける |
| こころ | 被害のことを思い出す（とつぜん／何回も）、集中できない、こわい、緊張する、物音におどろく、人が信じられない |

こころの傷つきは大人だけではなく、子どもにも起こります。

② お子さんが被害にあわれたときの状態

【こころが傷ついた時に現れる反応】

- | | |
|-------|---|
| からだ | 食欲不振、腹痛、下痢、吐き気
眠れない（ねつけない／途中で起きてしまう）、
怖い夢をみる |
| 生活・行動 | 多動、多弁、落ち着きがない、赤ちゃんがえり、
甘えが強くなる、学習能力の低下、以前楽しんでいた
活動に興味なくなる |
| こころ | 一人でのいるのをこわがる、離れたがらない、ピクピクしている、
びっくりしやすい、できごとのことを話したがらない、できごとに関
連するものや場所を避ける |



? どのようにしたらよいのでしょうか

犯罪により大きな精神的被害を受けた方に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。

警察では、精神的被害を軽減するため、被害にあわれた方等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

被害にあった後のこころとからだの悩みは人によって様々です。

一人で悩まずに、担当の警察官へご相談ください。

③ ご家族や周囲の方へ

犯罪被害にあった後には、周囲の人からの支えが大きな力となります。

一緒にいてほしいと言われた時にはそばにるようにする、外出するときに送り迎えをするなど、何をしたらその人が安心できるかを聞いてみましょう。

また、被害にあわれた方もご家族や周囲の人も、いつもと違う状況に置かれ、ここからだも疲れやすくなっています。できるだけゆっくり休み、なるべく普段どおりの生活をして、その人自身の生活のリズムを取り戻していけるようにしましょう。

? 子どもには、どのように接してあげたらよいのでしょうか



できるだけ安全な日常生活を取り戻す

できごとの後はなるべく普段どおりの生活を送ることで安心することができます。



子どもが安心する声かけをする

信頼できる人や保護者の方がそばにいただけで、子どもは安心感を得ることができます。悲しみや怒り、不安を感じるのが自然なことだと話してあげましょう。

ご自身のいたわりも大切に

突然のできごとに巻き込まれた時には、保護者の方も戸惑い、傷つくのは当然のことです。お子さんを支えていくためにも、ご自身へのいたわりも大切です。

一人で悩まずに、信頼できる人や専門機関へ相談してみましょう。

出典：警察庁

「警察による犯罪被害者支援（カウンセリングのご案内）」

「警察による被害者支援～お子さんのところとからだのケアのために～」より

精神的被害は、時間の経過と共に、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

日常生活に支障を感じた時は、医療機関若しくは保健所、精神保健福祉センターへご相談ください。

また、犯罪の被害によりお子さんがこころのケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等によるカウンセリングもできますので、学校へご相談ください。

（詳しくは、「7 各種相談窓口」（21ページ）をご覧ください。）

④ ご家庭でできるリラックス法

緊張したり、不安になっている時には、からだも緊張しています。リラックスの方法として、好きなことをしたり、体を動かすことも役立ちます。からだの緊張をほぐすことにより、こころの緊張もほぐすことができます。

保護者の方もお子さんと一緒にやってみましょう。

- 息を「ふう〜っ」と、ゆっくり、^{なが}長〜く、はいてみよう。
あせったり、あわてたりせずに、^{しず}静かに、^{おち}落ち着いて、
息を^{いき}はくようにしてみよう。



^{こころ}心の中で、「だいじょうぶ」って言いながら息を^{いき}はくと、
だんだん^{きもち}気持ちが^{おち}落ち着いていくよ。

- 家族や先生に、^{せなか}背中や^て手のひらをトントンって、
やさしくゆっくり たたいてもらおう。



いやでなかったら、^{せなか}背中や^て手のひらを、
ゆっくりさすってもらおうと安心できるよ。



^{ひとりで}一人でやってみるときは、
^{じぶん}自分で、こめかみ（目の横）を^{ゆび}指でかかくおしたり
^{むね}胸のあたりをそっとたたいてみよう。



国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
「こころとからだのケア〜こころが傷ついたときのために〜」より

犯罪による精神的被害や犯罪被害に起因する不安や悩み等が深刻な場合は、島根県警察の心理カウンセラーによるカウンセリングを受けることができます。

また、部外カウンセラーや精神科医の診療を受ける費用も公費で負担できますので、心配なことがありましたら、一人で悩まずに担当の警察職員へご連絡ください。



2 警 察 か ら の 支 援

① 被害者支援要員制度と被害者連絡制度

(1) 被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がなく、精神的に動揺されている被害にあわれた方等を支援するため、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害にあわれた方等への付添い、ヒアリングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う「被害者支援要員制度」を導入しています。

また、被害者支援活動を行う警察職員の中には、臨床心理士又は公認心理師の資格を取得している者もいます。

(2) 被害者連絡制度

被害にあわれた方等は、「事故の捜査はどうなっているのか」、「加害者は誰なのか」、「加害者の処分状況はどうなっているのか」などについて、大きな不安や疑問を持っておられると思います。

警察では、被害にあわれた方等のこれらの不安や疑問に答えるために、以下に挙げる事項について、事件を担当している捜査員が、被害にあわれた方等に対して情報を提供しています。

なお、事件のことを思い出したくないので、知らせてほしくないという方は、捜査員にその旨を話してください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

捜査員が連絡する事項

ア 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害にあわれた方等から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度について連絡します。

イ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

ウ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙又は送致した場合には、被疑者の氏名、年齢などの人定事項、事件を担当する検察官について連絡します。

エ 被疑者の処分状況

起訴や不起訴等の処分結果が判明した場合には、連絡します。

② 警察による公費負担制度

警察では、被害にあわれた方が犯罪により亡くなられた場合に、ご遺族の経済的負担を軽減するため、次の費用等を公費で負担しています。

ご家族を亡くされた方

- ・ 検案書料
- ・ ご遺体の搬送にかかる費用
- ・ ご遺体の修復にかかる費用

また、被害にあわれた方等の犯罪による精神的被害及び犯罪被害に起因する不安や悩み等が深刻な場合は、これらの解消及び軽減を早期に図るために、必要なカウンセリング支援等を行うとともに、その費用も公費で負担しています。

精神的被害を負われた場合

- ・ カウンセリング支援
- ・ 精神科医等診療支援

各種公費負担制度の適用には一定の要件があります。

詳しくは、事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

3 交通事故捜査手続の流れ

① 捜査開始から処分決定までの流れ

(1) 捜査

捜査とは、証拠を集めることにより被疑者を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、被疑者を処罰するために行う活動をいいます。

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害にあわれた方等には、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と被疑者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

じっきょうけんぶん
実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。



被害にあわれた方等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、事故当時に被害にあわれた方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。



(2) 事件送致

警察が捜査により明らかにした事故の被疑者及び内容（証拠）を、検察官に送ります。（これを「送致^{そうち}」といいます。）

警察は、一定の証拠に基づいて犯人であると認められる者を被疑者と呼んでいます。（マスコミ等では、被疑者のことを容疑者として表現していることが多くみられます。）

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致する手続をとります。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することができます。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致する手続をとります。

(3) 起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を起訴（起訴された被疑者を「被告人」^{ひこくにん}と呼びます。）
 - 裁判にかけない場合を不起訴
- と言います。

※ 不起訴処分となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

また、起訴には

- 公開の法廷での裁判を請求する公判請求
- 一定の軽微な犯罪について書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する略式命令請求

とがあります。

※ 必要な場合、検察官から被害にあわれた方等に事情を聴かれることがあります。起訴、不起訴の判断のため重要なものですので、ご理解ください。

(4) 公 判

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害にあわれた方等には、証人として公判で証言していただくことがあります。

また、公判に際しては、次のことが認められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害にあわれた方等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他に次のような制度があります。

- 被害にあわれた方等は、第1回公判の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。（少年事件でも可。ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録を除く。）
- 被害にあわれた方等の心情や意見を述べることができます。（少年事件でも可）
- 被害にあわれた方等の申出があれば、公判を優先的に傍聴することができますように、できる限りの配慮がされます。（少年事件では、審判結果等の通知を受けることができます。）
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起さなくてもいいように、その示談の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- 少年事件では、家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

被害者参加制度

殺人・傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反等の被害にあわれた方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害にあわれた方等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害にあわれた方等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害にあわれた方等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

※ 詳しくは、担当の捜査員や検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害にあわれた方等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べるすることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害にあわれた方等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害にあわれた方等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

※ 詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

② 警察以外の機関による支援や連絡制度

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援制度

全国の検察庁に「被害者支援員」が配置されており、被害にあわれた方等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

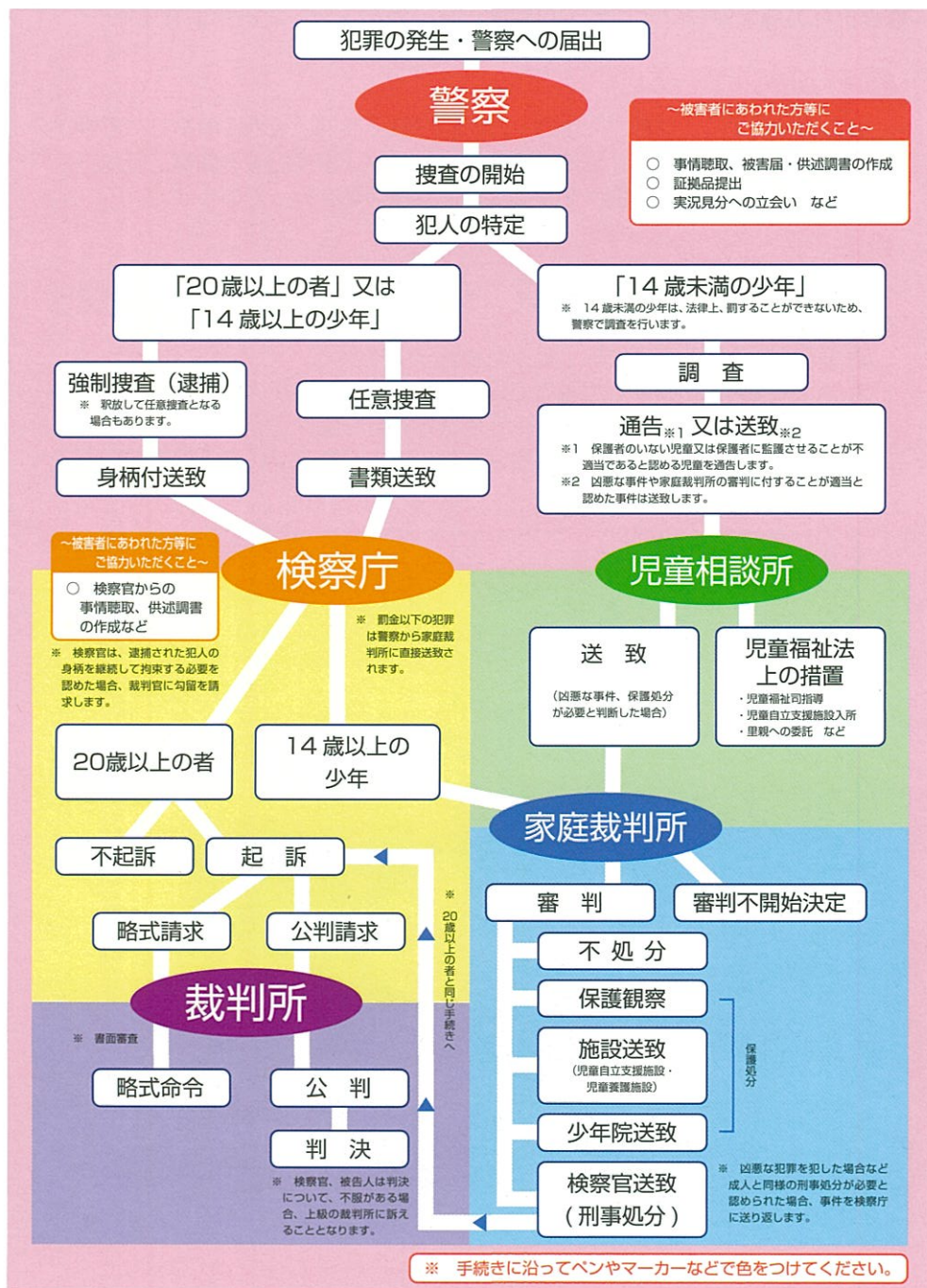
事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。



③ 刑事手続の流れ図



4 自動車保険などについて

交通事故の被害にあわれた方等への保障制度は、次のようになっています。

① 自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

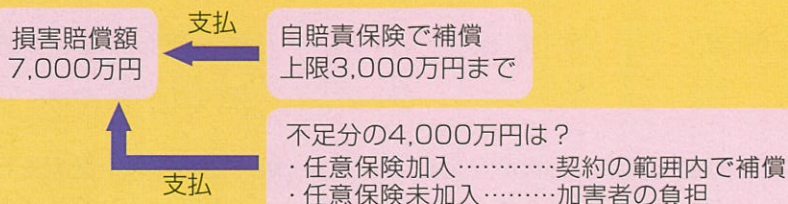
- 自賠責保険は、交通事故にあわれた方やその家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自賠責保険		対 比	任 意 保 険
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意
人身損害だけ		対 象	人身損害と物損
死 亡	3,000万円	支払い 限度額	保険契約の 限度額までの補償
傷 害	120万円		
後遺障害	75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)		

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償(てん補)され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険(全額又は一部)で補償されます。

未加入の場合、加害者の負担となります。



(1) 自賠償保険

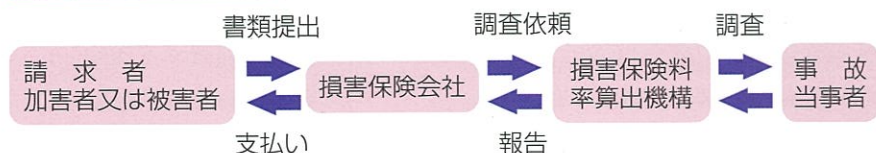
○ 自賠償保険の請求

加害者又は被害者が、各保険会社に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

・ 被害者請求

被害にあわれた方等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払いを請求できます。

保険請求の流れ



・ 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

○ 仮渡金

被害にあわれた方等が交通事故によって困窮することのないよう、示談が成立して保険金が出るまでの制度として仮渡金の制度があります。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社などにお問い合わせ下さい。

○ 請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷 害	治療を終えた日	事故発生日から3年以内
後遺障害	症 状 固 定 日	症状固定日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険請求 提出書類一覧表

必 要 書 類	加害者請求			被害者請求				
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	仮渡金	
保険金・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書（控え）など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明（第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

(2) 任意保険

※ 保険金請求の具体的な手続については、各損害保険会社にお問い合わせください。

② 自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられない場合があります。このような被害にあわれた方等に対し、国が損害のてん補を行う制度があります。(政府の保障事業)

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

このような場合などに、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害にあわれた方等の救済を図ります。

保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。



自賠責保険と政府の保障事業の違い

自 賠 責 保 険		政 府 の 保 障 事 業
加 害 者 及 び 被 害 者	請 求 者	被害者又はその遺族
死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支払い限度額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。	減額等	被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。

※ 交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせください。

③ その他賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害にあわれた方等は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別個のもので、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

5 民間の被害者支援団体による支援

島根被害者サポートセンター

※島根県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

被害にあわれた方等からの電話・面接相談や病院・裁判所等への付添い等による被害にあわれた方等の支援などの活動を、警察等の関係機関と連携を図りながら行っています。

同センターは、島根県公安委員会の指定を受けた島根県唯一の民間被害者支援団体であり、安心して支援を受けることができます。被害にあわれた方等からの希望を受けて、警察が被害に関する情報を同センターに提供することで、早期に支援を受けることが可能となります。（※同意書の提出が必要です。）

所在地：松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

電話相談：0120-556-491【ココロノスクイ】

☆月曜日～金曜日 10:00～16:00（祝日・盆・年末年始を除く）

※ 犯罪被害者等相談電話（全国共通ナビダイヤル）

0570-783-554

☆毎日 8:00～21:00（年末年始を除く）

ホームページ：<https://www.shimane-vsc.or.jp>

メール相談：shimane-vsc.or.jp

● 活動内容

- ・ 電話相談、メール相談、面接相談
- ・ カウンセリング支援（概ね5回まで無料）、法律相談（概ね3回まで無料）
- ・ 病院、裁判所、行政機関等への付添い、生活支援
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請補助
- ・ 被害者緊急支援金の支給
- ・ 自助グループの支援

※全国の民間被害者支援団体についてのお問い合わせ

全国被害者支援ネットワーク 電話：03-3811-8315

島根ひまわりの会（犯罪被害者自助グループ）

島根ひまわりの会は犯罪・交通事故被害者や遺族の集まりです。同じような苦しさ、つらさを抱えた被害当事者同士が、互いに語り合う中で互いを支え合うとともに、会員の希望に基づき会合や講演会で体験を語っています。

○島根ひまわりの会

～苦しみは仲間と話すことによって、何分の一にも減り、喜びは何倍にも膨らみます～

島根被害者サポートセンター

電話：0120-556-491

島根被害者サポートセンターの支援を希望される方へ ～被害者情報提供制度について～

被害者情報の提供制度とは？

島根被害者サポートセンター（以下「センター」と表記。）の支援を希望される場合、同意書を提出していただき、警察からセンターへ、被害にあわれた方等の連絡先、被害の内容等を連絡する制度です。

連絡を受けたセンターは、被害にあわれた方等に直接連絡をして必要な支援を開始します。

制度を利用するメリットは？

- ご自分の被害について繰り返し説明することによって生じる精神的負担を軽減します。
- 警察等の公的機関のみでは対応できない幅広い支援を長期的に受けることができます。

被害にあわれた方等

同意書の提出

警察署等

被害にあわれた方等の連絡先や被害の内容等の情報提供

島根被害者サポートセンター

必要な支援の実施

制度を利用したい場合はどうすれば良いですか？

- 警察署等の担当者にお申し出ください。
- 担当者から説明を受けた後、同意書にご記入ください。
被害にあわれた方やそのご家族が行う手続きはこれで完了です。
- センターの支援員から連絡がありますので、困りごと、支援の要望等をご相談ください。

県外のセンターを利用することはできますか？

できます。全国47都道府県全てに民間被害者支援団体があります。被害にあわれた方々やそのご家族が島根県外にお住まいの場合は、居住先の都道府県のセンターによる支援を受けることができます。

6 各 種 援 助 ・ 救 済 制 度

交通事故にあわれた方やその家族の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

① 福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
福 祉 制 度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合などには、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができる場合があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 詳しくは、住所地の自治体や福祉事務所にお問い合わせください。
公 営 住 宅 へ の 優 先 入 居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 ○県営住宅の入居相談 島根県土木部建築住宅課 0852-22-6588

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ） TEL03-5608-7560 交通事故被害者ホットライン TEL0570-000738 ※10:00～12:00、 13:00～16:00 （土、日、祝日、年末年始除く） 島根支所 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3階 TEL0852-25-4880	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への生活資金・育成基金の無利子貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ①事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ②事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③脳損傷による遷延性意識障害者が長期に入院できる療護センターの運営 ④交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への育成資金として生活費等の無利子貸付 ⑤介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付 ホームページ https://www.nasva.go.jp

名 称	内 容
(公財) 交通遺児等育成基金 TEL03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611 平日 9:00 ~ 17:00	交通事故で父(母)親を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満 19 歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。自動車の事故により生計を支えていた方が亡くなれたり、又は重度の後遺障害(自賠責 1 ~ 3 級)が残った方の家庭で、生活が困窮しており、かつ義務教育終了前の子弟を扶養している被害者やご家族を対象に、「越年資金」「入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」などを支給しています。 ホームページ https://www.kotsuiji.or.jp
(公財) 交通遺児育英会 TEL03-3556-0771 フリーダイヤル 0120-521-286 9:00 ~ 17:30 (土日祝、年末年始、5/2を除く)	交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に対する奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。 ホームページ https://www.kotsuiji.com
(一財) 道路厚生会 TEL03-6674-1761 平日 9:30 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生等に対し、修学資金援助を行っています。 ホームページ https://www.douro-kouseikai.org
日本司法支援センター TEL0120-079-714 法テラス島根 0570-078-358 又は050-3383-5500 平日 9:00 ~ 17:00	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。 また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士及びカウンセラー等の費用等の援助を行います。 ホームページ https://www.houterasu.or.jp
(公財) 島根県育英会 TEL0852-28-1981	奨学金等の貸与条件等については、事務局にお問い合わせください。 ホームページ https://www.shimane-ikuei.or.jp
県立高等学校の 授業料の減免	在籍する各県立高等学校へお問い合わせください。
私立高等学校等の 授業料の減免	在籍する各私立高等学校等へお問い合わせください。 ※ 島根県担当窓口 島根県総務部総務課 私学・県立大学室 TEL0852-22-5017・5018

② 税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの。
障 害 者 控 除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されるもの。
寡 婦（寡 夫）控 除	夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の寡婦は35万円）が控除されるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

7 各 種 相 談 窓 口

被害にあわれた方等に対する援助については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しており、様々な支援を受けることができます。

その関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名 称	内 容
検 察 庁	被害にあわれた方等が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行えるように専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。 松江地方検察庁（被害者ホットライン） 電話・FAX兼用：0852-32-6701 ☆月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※夜間・休日でも伝言・FAXでの利用が可能 全国の地方検察庁の窓口（法務省ホームページ） https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-9.html
保 護 観 察 所	全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されており、被害にあわれた方等から電話や来庁による相談の対応を行っています。 松江保護観察所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 専用電話：0852-21-2250 ☆月曜日～金曜日 8:30～17:15 全国の保護観察所の所在地等（法務省ホームページ） https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html
法 務 省 人 権 擁 護 機 関	全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、被害にあわれた方等の人権問題についても相談に応じています。 常設人権相談所 松江地方法務局人権擁護課 電話：0852-32-4260 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口ホームページ https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
島 根 県 交 通 事 故 相 談 所	（本所）松江市殿町8 島根県庁南庁舎別館1階 電話：0852-22-5102 ☆月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 （浜田相談室）浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階 電話：0855-29-5563 ☆毎週水曜日 11:00～12:00 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

名 称	内 容
島根県交通安全活動 推 進 セ ン タ ー	松江市打出町250-1 (一財) 島根県交通安全協会内 電話：0852-36-6338 ☆月曜日～金曜日 9:00～16:00
(一社) 日本損 害保険協会 そんぽ ADRセンター中国 (損害保険相談・紛争解 決サポートセンター)	広島市中区袋町3-17 シシンヨービル12階 電話：0570-022-808 ☆月曜日～金曜日 9:15～17:00 損害保険全般に関する相談に対応する「出張相談」(完全予約制) もを行っています。
(公財) 交通事故 紛争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を センターの相談担当弁護士が行っています。 窓口：本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、 高松及び福岡に、相談室はさいたま、金沢、静岡にあります。 ホームページ http://www.jcstad.or.jp/
(公財) 日弁連交 通事故相談センター 島 根 県 支 部	松江市母衣町55-4 島根県弁護士会内 毎月 第1・3火曜日 13:00～15:30 電話による予約受付 0852-21-3450 ☆過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談等

※ 受付日…窓口によっては、祝日、年末年始等は休みの場合があります。

その他の相談窓口

被害にあわれた方等の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、
気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方に対して、電話や面接による相談を行う機関があります。

警察にお問い合わせいただいても、関係機関を紹介いたします。

その他関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名 称	内 容
島根県立心と体の 相 談 セ ン タ ー	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階 電話：0852-21-2885 ☆月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
島根いのちの電話	電話：0852-26-7575 ☆日曜日～金曜日 9:00～22:00 ※土曜日は24時間対応

※ 受付日…窓口によっては、祝日、年末年始等は休みの場合があります。

各相談窓口の紹介・あっせん

島根県では、被害にあわれた方等に各種相談機関や窓口の紹介を行っています。
相談内容に応じた窓口を紹介していますので、下記までお問い合わせください。

犯罪被害者等支援総合窓口
(島根県環境生活部
環境生活総務課
消費とくらしの安全室)

電話：0852-28-7830
☆月曜日～金曜日 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除きます)
※島根県のホームページに、犯罪被害者等支援の相談
窓口一覧を掲載しています。

市町村における犯罪被害者等支援のための総合的対応窓口

市町村	部局名	電話番号	市町村	部局名	電話番号
松江市	家庭相談課	0852-55-5210	川本町	総務財政課	0855-72-0631
浜田市	防災安全課	0855-25-9122	美郷町	総務課	0855-75-1211
出雲市	防災安全課	0853-21-6548	邑南町	総務課	0855-95-1111
益田市	福祉総務課	0856-31-0664	津和野町	総務財政課	0856-74-0028
大田市	人権推進課	0854-83-8038	吉賀町	総務課	0856-77-1111
安来市	総務課	0854-23-3015	海士町	総務課	08514-2-0113
江津市	総務課	0855-52-7927	西ノ島町	総務課	08514-6-0101
雲南市	総務課	0854-40-1021	知夫村	総務課	08514-8-2211
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570
飯南町	総務課	0854-76-2211			

警察における相談窓口

島根県警察本部	電話：0852-26-0110 (代表) ホームページ： https://www.pref.shimane.lg.jp/police/
各種相談の 総合相談窓口	警察相談専用電話 #9110又は0852-31-9110

警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>

にも、各種相談窓口の情報が掲載されていますので、
参考にしてください。



